

私学共済事務担当者へのお知らせ

令和8年8月発行

平素より、私学事業団の業務につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和8年度は「私学共済事務担当者連絡会」の開催を見送り、代わりに法律改正事項や事務手続きの変更点についてまとめてお伝えする「私学共済事務担当者へのお知らせ」を発行します。

本誌発行とともに私学共済ホームページにデジタル版も掲載しますので、事務手続きの際には、広報誌及びホームページ等とあわせてご活用ください。

目 次

I	保険料調整制度の創設	1
II	「健康保険法等の一部を改正する法律」の公布	2
III	電子申請にかかる開始手順と申請時の注意点	5
IV	電子媒体による報告の取り扱い終了（令和9年3月）	6
V	年金関係のお知らせ	6
VI	保健関係のお知らせ	8
VII	貸付関係のお知らせ	11
VIII	都道府県補助金	13
IX	ガーデンパレス共済業務課主催 学校訪問型説明会のご案内	14
X	私学共済ホームページをご活用ください	15

マークがついている用紙は、私学共済ホームページ「様式用紙等ダウンロード」からダウンロードできます。



共済事業本部

☎113-8441 東京都文京区湯島 1-7-5

☎03 (3813) 5321 (代表)

<https://www.pmac.shigaku.go.jp/>



I 保険料調整制度の創設

保険料調整制度は、新たに加入者となる短時間労働者の掛金等負担を軽減するために、令和8年10月1日より新たに導入される制度です。学校法人等が私学事業団に申し出てから3年間の掛金等について適用されます。学校法人等には加入者にかかる軽減分を一時的に負担していただきますが、一定期間経過後に掛金等の異動減額で調整するため、最終的に学校法人等が納付する掛金等が折半負担額を超えることはありません。また、加入者が将来受け取る年金額にも影響はありません。

なお、賞与等にかかる掛金等は、保険料調整制度の対象外です。

1 対象となる学校法人等

- 1) 施行日（令和8年10月1日）以降、任意特定学校法人等（通常加入者が50人以下の学校法人等が労使の合意を得て、短時間労働者を私学共済制度に適用させる）となった学校法人等

【注】8年9月30日以前に任意特定学校法人等となった学校法人等は対象外

- 2) 学校法人等の規模要件の段階的引き下げ（※）に伴い、短時間労働者が新たに加入対象となった学校法人等

※現在「50人を超える」とされている学校法人等の規模要件が9年10月から段階的に引き下げられます。

現在	9年10月から	11年10月から	14年10月から	17年10月から
51人以上 (50人を超える)	36人以上	21人以上	11人以上	学校法人等の 規模要件の撤廃

2 対象となる加入者

標準報酬月額が126,000円以下の短時間労働加入者

3 期間及び増加負担割合（保険料調整額）

加入者の負担軽減による学校法人等の増加負担割合は、対象となる加入者の標準報酬月額により異なります。また、制度利用3年目は増加負担割合が半減します。

標準報酬月額		8.8万円	9.8万円	10.4万円	11万円	11.8万円	12.6万円
学校法人等の 増加負担割合	1・2年目	25/100	20/100	14/100	9/100	5/100	2/100
	3年目	12.5/100	10/100	7/100	4.5/100	2.5/100	1/100

4 手続き

保険料調整制度を利用するためには、学校法人等が保険料調整制度の対象となった日から2年以内に、学校法人等から本事業団への申し出が必要です。手続きについての詳細は改めて周知します。

なお、保険料調整制度利用の申し出のある学校法人等では、申し出によりすべての該当する加入者が同制度の対象となりますので、加入者ごとの手続きは不要です。

Ⅱ 「健康保険法等の一部を改正する法律」の公布

持続可能な医療保険制度の実現に向け、必要な保険給付の適切な実施及び世代間・世代内の負担の公平性を確保することを目的として、令和8年6月5日に「健康保険法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第31号）が公布されました。この法律により、私学共済法の一部が改正されましたので、私学共済制度に関係する事項について、その概要をお知らせします。

1 出産等に対する支援が強化されます（政令事項）

医療保険は、病気やケガの治療を対象としていることから、通常の妊娠・出産は保険適用の対象外とされ、医療機関等が価格を自由に設定できる「自由診療」となっています。一方で、出産に伴う経済的負担の軽減を図る観点から、短期給付として、定額で支給される「出産費（家族出産費）」が設けられています。しかし、医療従事者の人件費増加や医療設備の高度化、サービスの充実に加え、少子化によるコスト増や物価上昇などにより、出産費用は年々上昇しています。

このため、今回の改正では、厚生労働大臣が標準的な出産費用を定め、その費用を健康保険制度から医療機関等に「分娩費」として給付し、妊婦の負担を無償化します。また、分娩費で賄われる費用以外の必要経費や、分娩時に生じることが多い保険診療の一部負担金などの負担軽減を図るため、全ての妊婦を対象に「出産時一時金」という給付が新たに設けられます。

新制度は、法律の公布後2年以内に施行されますが、施行後も旧制度を採用する医療機関等があります。

給付額や実施時期等の詳細は、確定次第私学共済ホームページ等でお知らせする予定です。

2 処方される医薬品への加算のしくみが変わります

OTC類似薬（実施時期：9年3月予定）

医療機関を受診しOTC類似薬（医療用医薬品 例：湿布、花粉症の薬や鎮痛剤等）の給付を受ける患者と、OTC医薬品（市販薬）で対応している患者との公平性の確保及び現役世代を中心とする保険料負担上昇の抑制の観点から、OTC医薬品と同じ成分・効能を持つOTC類似薬が医療機関で処方される際には、OTC類似薬にかかる薬剤料の25%が患者負担に上乗せとなる新たなしくみが導入されます。

なお、薬剤費については、ジェネリック医薬品を希望せず先発医薬品を選択した場合、ジェネリック医薬品との差額の一部が特別の料金として患者負担に上乗せされるしくみとなっていますが、8年度の調剤報酬改定により、8年6月からは当該負担割合が25%から50%へ引き上げられました。ジェネリック医薬品の利用は、自己負担の軽減と医療保険制度の安定に役立ちますので、積極的なご利用をお願いします。

1) 令和8年8月施行

- ・自己負担限度額の引き上げ

8年8月受診分から、自己負担限度額が引き上げられます。

- ・自己負担額の年間上限の新設

8年8月から*、高額療養費に年4回以上該当（以下「多数回該当」といいます）しない長期療養者や、極めて高度な医療を受けた人に対して、新たに自己負担額の「年間上限」が導入されます。例えば、月単位の「自己負担限度額」に到達しない人であっても、「年間上限」に達した場合には、当該年においてそれ以上の負担は不要となります。

なお、現行の多数回該当の金額は据え置きとなり、長期に継続して治療を受ける人の負担が増加しないようにします。

※施行時においては、8年8月～9年7月診療分の1年間分が対象となります。

自己負担限度額にかかる算定方法は次ページ別表を参照してください。

2) 令和9年8月施行

- ・所得区分の細分化

9年8月受診分から、所得区分が現行の5区分から13区分に細分化されます。現行の高額療養費制度における所得区分は、例えば標準報酬月額28万円の人と50万円の人が同じ区分となっていますが、細分化することにより、負担能力に応じた限度額の設定が行われます。また、所得区分の変更に応じて限度額が急増しないようにします。

（注）高額療養費に該当した場合に、付加給付が支給されるしくみについて変更はありません。

健康保険法等の一部改正の詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

- ・医療保険制度改正法の成立についてはこちら📄

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryohoken/newpage_00014.html



- ・今回の医療保険制度改革のポイントについてはこちら📄

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001672604.pdf>



- ・後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養についてはこちら📄

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html



別表

年齢	適用区分	対象者	自己負担限度額		一部負担金等 年間世帯 合算額
			個人外来	世帯単位 (入院も含みます)	
70歳 以上	現役並み 所得者Ⅲ	標準報酬月額 83万円以上	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% 【注】〈140,100円〉		1,680,000円
	現役並み 所得者Ⅱ	標準報酬月額 53万円～83万円未満	179,100円+(総医療費-597,000円)×1% 【注】〈93,000円〉		1,110,000円
	現役並み 所得者Ⅰ	標準報酬月額 28万円～53万円未満	85,800円+(総医療費-286,000円)×1% 【注】〈44,400円〉		530,000円
	一般所得者	標準報酬月額 28万円未満	22,000円 (年間上限21.6万円)	61,500円 【注】〈44,400円〉	530,000円
	低所得者Ⅱ	(市区町村民税非課 税世帯で低所得者Ⅰ 以外の人)	11,000円 (年間上限9.6万円)	25,700円 【注】〈24,600円〉	290,000円
	低所得者Ⅰ	(市区町村民税非課 税世帯で所得が一定 基準に満たない人)	8,000円	15,700円	180,000円
70歳 未満	ア	標準報酬月額 83万円以上	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% 【注】〈140,100円〉		1,680,000円
	イ	標準報酬月額 53万円～83万円未満	179,100円+(総医療費-597,000円)×1% 【注】〈93,000円〉		1,110,000円
	ウ	標準報酬月額 28万円～53万円未満	85,800円+(総医療費-286,000円)×1% 【注】〈44,400円〉		530,000円
	エ	標準報酬月額 28万円未満	61,500円 【注】〈44,400円〉		530,000円
	オ	低所得者(市区町村 民税非課税者)	36,900円 【注】〈24,600円〉		290,000円

【注】〈 〉内は、同一世帯で一年間の高額療養費の該当回数が3回以上ある場合の4回目以降の額(多数回該当)

Ⅲ 電子申請にかかる開始手順と申請時の注意点

令和8年1月26日からインターネットを利用したe-Gov電子申請（以下「電子申請」といいます）及び私学共済ポータルへの運用が開始となりました。電子申請の対象となる報告書等は限られておりますが、紙の節約や郵送時間・料金の軽減につながり、電子申請に替える学校は増加しております。

電子申請の開始手順、申請時の注意点をお知らせします。

1 e-Gov電子申請の開始手順

- ①学校法人代表者がGビズIDプライムアカウントを取得してください。
- ②GビズIDプライムアカウントを取得したら、GビズIDアプリをスマートフォンにダウンロードしてください。
- ③GビズIDにログインし、マイページでアプリ認証を設定してください。
- ④私学共済ポータルにGビズIDプライムアカウントでログインしてください。
- ⑤私学共済ポータルへの登録が完了すると、e-Gov電子申請が可能となります。

〈注意点〉

- ・ GビズIDプライムアカウントの取得者は、必要に応じて、事務担当者用にGビズIDメンバーアカウントをGビズIDマイページで作成してください。
- ・ e-Gov電子申請を利用するには私学共済ポータルへの登録が必要です。
- ・ 手順が一部でも漏れていると、申請してもエラーで返戻されることになります。

2 e-Gov電子申請の単記式、連記式入力

申請書を作成する際、入力項目に決まりがあります（文字数、全角半角等）。これ以外に入力を行うと作成できない、又は申請してもエラーで返戻されることになります。

〈注意点〉

- ・ 漢字の入力は標準文字（JIS第1・第2水準）のみとなっています。旧字体の場合は標準文字での入力をお願いします。
- ・ 氏名は姓名合わせて15文字以下、濁点も1字としてカウントします。

3 CSVの作成、申請

私学共済ポータルのホーム画面から【e-Gov用CSVファイル作成】を使用して作成、学校独自でCSVファイル仕様に沿ったデータを作成する等いくつかの方法があります。

〈注意点〉

- ・ 申請時に添付するファイルは1報告書・届書に1ファイルのみです。
- ・ 作成したCSVファイルをエクセルで開くとファイル破損の原因となります。

（注）電子申請にかかる情報は私学共済ホームページに掲載しております。操作マニュアル、CSVファイル仕様、申請にかかるQ&A等、電子申請利用の際は参考にしてください。また、電子申請時に画像ファ

イルで提出した添付書類（原物）は学校法人で処理が完了してから**2年間保管**してください。申請に関する事項を確認するため、私学事業団から当該書類の提出を依頼する場合がありますので大切に保管してください。

Ⅳ 電子媒体による報告の取り扱い終了(令和9年3月)

資格取得報告や標準報酬基礎届等の一部の申請を対象に、電子媒体（CD-R、USBメモリ）を用いた報告を受け付ける取り扱いを行っていましたが、令和8年1月より電子申請を開始したことから、9年3月をもって取り扱いを終了します。**9年度からは、電子申請、様式用紙、又は電算用紙（学校法人等で作成した様式用紙、事前申請制）による報告とします。**現在、電子媒体を利用している学校等は、8年度中に報告方法の変更をお願いします。

なお、標準報酬基礎届及び賞与等支給報告書を、電子媒体にて報告していた学校に対しても、9年度から私学事業団より様式用紙を送付します（支給予定月を登録している学校等のみ）。ただし、電子申請、電算用紙で届出を行った学校宛てには様式用紙の送付は行わない予定です。

V 年金関係のお知らせ

1 令和8年度の年金額

令和8年度の年金額は、7年度から原則、2.0%（一部の加算額等については1.9%）の引き上げとなりました。なお、年金額の計算に用いる指標（再評価率等）を引き上げることにより改定を行うため、8年度の年金額は、7年度の年金額に2.0%を乗じて得た額と必ずしも一致するわけではありません。

1) 年金額の改定ルール

年金額は、物価や賃金の変動に合わせて毎年度改定するしくみです。具体的には、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、年金額は名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められています。また、マクロ経済スライドによる調整が併せて導入されています。

2) 令和8年度の年金額改定

総務省から、令和7年平均の「全国消費者物価指数」が公表され、対前年比プラス3.2%となりました。一方、「名目手取り賃金変動率」はプラス2.1%でした。

このため、8年度の年金額は、「名目手取り賃金変動率」（プラス2.1%）を用いて改定しています。また、マクロ経済スライドによる調整（マイナス0.1%（※1））を反映しました。

以上のことから、8年度の年金額は原則（※2）、プラス2.0%を基準に改定することになりました。

なお、年金受給者には、6月上旬に「年金額改定通知書」等を送付して、8年度の年金額をお知らせしています。

- (※1) 少子高齢化の進展等に対応するために、公的年金被保険者数の変動や平均余命の伸びに基づいてスライド調整率が設定され、その調整率により物価や賃金の変動がプラスの場合に年金額を抑制するものです。7年の年金制度改正により、厚生年金のスライド調整率は国民年金(マイナス0.2%)と比較して軽減されています。
- (※2) 年金の種類や加入記録によっては、年金額が減額又は同額になる場合や増額幅が2.0%に満たない場合があります。

2 在職中の支給停止における基準額の引き上げ

老齢厚生年金又は退職共済年金の受給者が、厚生年金保険の被保険者等(私学在職を含みます)である間の年金の支給停止について、支給停止額を計算する際の基準額が、7年の年金制度改正等により次のとおり改定されました。

令和8年3月31日まで	令和8年4月1日から
51万円	65万円

3 年金請求書の送付方法

老齢厚生年金の請求書は、私学在職・退職にかかわらず、下記のとおり本人宛てに直接送付します。年金請求について加入者から質問・相談等を受けた場合には、引き続きご協力をお願いします。

送付対象者	送付時期
支給開始年齢(65歳)到達により受給権が発生する人	支給開始年齢(65歳)到達の3か月前 ※原則として「最後に加した実施機関」から送付します。私学在職中の人には私学事業団から加入者住所に送付します。
支給開始年齢(65歳)到達後に受給権が発生する人(65歳到達後に初めて加入者となった人)	加入後1か月が経過した月の翌々月
年金未請求のまま受給権発生から5年、10年が近づいている人	70歳、75歳到達月の前月

4 離婚時の年金分割の請求期限の伸長(令和8年4月1日施行)

令和7年年金改正法(令和7年法律第74号)及び関連政令が公布され、令和8年4月1日以後に離婚等をした場合の年金分割の請求期限が、**原則5年以内**となりました。

なお、3月31日以前に離婚等をした場合の請求期限は、従前のとおり原則2年以内のままです。また、年金分割に必要な情報通知書を請求する期限についても同様となります。

Ⅵ 保健関係のお知らせ

1 令和8年度 特定健康診査・特定保健指導

令和8年度特定健康診査・特定保健指導の実施率目標は、特定健康診査79%、特定保健指導18%です。実施率目標の達成にご協力をお願いします。

(参考) 令和6年度の実施率 特定健康診査75%、特定保健指導8.2%

1) 対象者 (次の①～③の条件をすべて満たす人が対象です。)

- ①私学共済制度の短期給付（健康保険）の適用を受ける加入者、任意継続加入者及びそれぞれの被扶養者
- ②令和8年度に40歳から75歳になる人（当年度中に75歳になる人は誕生日前日まで）
- ③年度途中で資格取得・喪失又は被扶養者認定・取消等の異動のない人

2) 実施方法

特定健康診査	加入者	○令和8年5月29日に、案内書、対象者リストを学校法人等宛てに送付しました。学校法人等が学校保健安全法又は労働安全衛生法に基づいて実施する定期健康診断を活用（※1）しますので、対象者にかかる特定健康診査の項目の結果を学校法人等が取りまとめてご提出ください。 ○法令に基づく健診結果の提供となるため、加入者本人の同意は不要です。 ○健診結果データの提出期限 定期健康診断の実施月 提出期限 ・4月から8月の場合 ⇒ 令和8年9月30日 ・9月から12月の場合 ⇒ 令和9年1月31日 ・1月から3月の場合 ⇒ 令和9年5月15日（※2） （注）各提出期限にかかわらず健診結果データが整い次第、速やかに提出してください。
	被扶養者	○対象となる被扶養者への案内書、「特定健康診査受診券」等を加入者の登録住所宛てに5月29日に送付しました。 ○指定された全国の健診機関にて無料で受診できます。 （注）特定健康診査を無料で受診するには当該受診券が必要です。受診券を使用しない健診は、自己負担となりますのでご注意ください。 ○「特定健康診査受診券」の有効期限 ⇒ 令和9年3月31日
特定保健指導	加入者・被扶養者	○健診結果に基づき、特定保健指導が必要とされた人には、特定保健指導の案内書及び「特定保健指導利用券」を、加入者の登録住所宛てに送付します。 ○学校法人等宛てには、提出された健診結果に基づき、特定健康診査結果一覧（加入者）を送付しますので、対象者へ特定保健指導の利用を奨励してください。学校訪問型の特定保健指導の実施をご検討ください。 ○指定された全国の指導機関にて無料で利用できます。 ○東京臨海病院等の一部の指導機関では、オンラインでの初回面談も可能です。 「特定保健指導利用券」の有効期限 ⇒ 令和9年7月31日

（※1）事業主が実施する定期健康診断を特定健康診査に活用することは、「高齢者の医療の確保に関する法律」第20条及び第21条に基づいています。

（※2）最終期限までに健診結果が提出されなかった場合、当年度の健康情報通知「健康年齢」や「特定保健指導利用券」は送付できません。

ご提出いただく健診結果データをもとに特定保健指導の対象者を判定しご案内を発送していますが、登録等に時間を要します。対象となる人へ速やかにご案内するため、健診結果データの早期提出にご協力をお願いします。提出方法等の詳細は、令和8年5月29日に送付しました「特定健診元気ガイド（事務担当者用）」もあわせてご確認ください。

1) 提出形式

(1) 次の①又は②の電子データ形式で提出をお願いします。

①CSV形式の電子データ（事業団の利用する共同情報処理システムのファイル仕様）

②XML形式（国の定める標準的なデータファイル仕様）

（注）電子データの提出の際は、必ず提出前に私学共済ホームページに掲載しているチェックツールにて不備がないことを確認してから提出してください。学校法人等の独自仕様で作成されたデータが見受けられますが、事業団の仕様に合わせて作成してください。

(2) 私学共済ホームページに掲載している各種ツールをご活用ください。

①「特定健診提出用データ入力・作成ツール」

②「特定健診提出用データ（XML・CSV）チェックツール」

③「特定健診提出用データ暗号化ツール」

掲載場所：私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内 ▶ 福祉事業 ▶ 特定健康診査・特定保健指導 ▶ 特定健診に関する事務手続き〕

2) 提出方法

次の2通りの提出方法があります。提出前には健診結果データチェックツールで不備のないことを確認したうえで、「特定健康診査結果データの提出内訳報告書」と一緒にご提出ください。それぞれ、以下の点に注意してください。

(1) 私学共済ポータルからアップロードする場合

アップロードの際は、暗号化やパスワード設定は不要です。私学共済ホームページに掲載している「特定健診結果記入票（個別）」のExcelファイルをアップロードすることはお控えください。当該書式は、個別に印刷して紙媒体として処理する際に利用します。

(2) CD-R又はUSBメモリに格納して、郵送で提出する場合

「特定健診提出用データ暗号化ツール」で暗号化を行うか、ファイルにパスワードを設定してから電子媒体に格納してください。電子媒体には、マーカーペン等で学校番号、学校名、件数等を記載してください。

なお、やむを得ず紙で提出する場合は、健診機関発行の健診結果票の写しではなく、必ず事業団所定の用紙である「特定健診結果記入票」DLに記入し、郵送してください。

3) 提出にかかる注意事項（紙で提出する場合も同様にご注意ください。）

(1) 健診結果データに加入者等記号・番号、事業団に届け出ている氏名及びフリガナ、生年

月日、健診実施年月日が正しく入力されているか必ず確認してください。

- (2) 対象者全員分が揃ってからではなく、整った分から順次送付してください。
- (3) 加入者等が人間ドックを利用した場合は、その健診結果を事業団に提出することにより、特定健康診査の実施に代えることができます。同様に提出をお願いします。
- (4) 腹囲は、健診結果に数値がない場合、ご自身で測った数値でも構いません。必ず記入してください（BMI20未満の人を除きます）。
- (5) 採血時間に応じて、届け出する数値の該当項目が異なります。
- (6) 食直後の場合、血糖値を使用することはできず、随時血糖として提出された場合登録ができません。健診の際は、食後3.5時間以上で採血するよう調整する、又はHbA1cを健診項目に含めてください。

採血時間	血糖	中性脂肪
食後10時間以上	空腹時血糖・HbA1c	空腹時中性脂肪
食後3.5時間以上 食後10時間未満	随時血糖・HbA1c	随時中性脂肪
食直後（食後3.5時間未満）	<u>HbA1cのみ</u>	随時中性脂肪

3 特定保健指導の利用を奨励してください

学校法人等へ送付される「特定健康診査結果一覧」にて特定保健指導の対象者を確認し、対象者に特定保健指導の利用を奨励していただくとともに、次の（１）～（４）の注意点をご説明願います。

なお、特定保健指導の実施率が、高齢者支援金加算・減算制度の基準に満たない場合、短期給付掛金の負担額が増える可能性があります。実施率向上に、ご協力をお願いします。

- (1) 特定保健指導は、終了時評価を実施して完了します。評価が実施されないと、保健指導機関から事業団に終了時結果データが提出されず、実施率に反映できません。
- (2) 私学共済制度の資格を喪失した場合、喪失日以降の特定保健指導は受けられません。
- (3) 保健指導機関は「特定保健指導利用券」に同封する「特定保健指導指定機関一覧」（DL可）や、私学共済ホームページを参考に一つ選択し、予約のうえ利用してください。
- (4) 学校訪問型で加入者の特定保健指導を実施する場合、個人で申し込みをしている人と重複しないようにご注意ください。重複して利用された場合、実施費用は自己負担となります。

4 健康情報ポータルサイト（Pep Up）をご利用ください

30歳から74歳までの短期給付適用加入者及び被扶養者を対象に、ヘルスケアポイント事業を行っています。健康増進につながる行動（各種イベントの参加、体重や歩数等の日々の記録、郵送検診の受診等）にポイントが付与され、貯まったポイントで健康グッズや電子マネーなどと交換できます。年間5,000ポイント以上楽しみながら貯められます。ぜひご利用ください。

Ⅶ 貸付関係のお知らせ

1 私学共済の加入者貸付をご利用ください

加入者の資金面をサポートするために私学共済には加入者貸付があります。臨時に資金が必要になったときは、目的に応じた貸付けがご利用いただけます。

私学共済の加入者貸付はこんなに便利

- 年利2.26% (令和8年7月現在)【変動利率】〔マイカーローン、教育ローン等の民間のローンと比べて、ご検討ください〕
- 申し込み時の手数料及び担保・保証人が不要
- 任意償還（繰上返済）時の手数料が不要

例えばこんなときに活用できます

- 念願だった車を買いたい（一般貸付）
- 大学の授業料・教材費が足りない（教育貸付）
- 介護施設の入居費用の負担が大きい（医療・介護貸付）
- 新婚旅行に行きたい（結婚貸付）
- 家のリフォームがしたい（住宅貸付）

申込時に確認すること

- ☐書類の不備・不足はないか
- ☐申込人が最後まで確実に償還を果たせるか

以上を確認のうえ、学校法人等の証明欄に記入・押印し、申し込んでください。

※申込事由は実際の資金の使い道を記入してください。

場合によっては、後ほど確認することがあります。

※不測の事態が生じ、償還が果たせない場合、学校法人等が責任をもって加入者から回収し、事業団に償還してください。

※借り換えが頻繁な場合や、貸付金残高が多額の場合は、審査時に償還の確実性を確認できる書類を求めることがあります。

(注) 私学共済の加入者貸付の手続きの詳細については、事務の手引、私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶加入者貸付〕又は私学共済ホームページ内の加入者貸付ガイド〔私学共済事業のご案内▶刊行物▶事務担当者向けの刊行物〕を参照してください。(ガイド掲載の利率から変動しています。)

無理のない返済計画でご利用ください

2

退職時は一括償還となります（即時償還）

資格喪失時の貸付金償還方法

貸付金を償還中の加入者が資格喪失する場合は、貸付金残高を一括して償還しなければなりません。この場合、学校法人等は退職手当等から償還額を控除し、不足額がある場合は本人から徴収し、払込期限日までに払い込んでください。

退職手当等から必ず償還額を控除してください

学校法人等が借受人の退職手当等から償還額を控除しなかった場合、償還の確実性がな
いと判断し、学校法人等に「貸付の制限」を行う場合もありますので注意してください。

【注意事項】

- ・貸付償還金の口座振替を利用している学校法人等も、任意償還・即時償還は本事業団より送付した払込取扱票で払い込んでください。（払込取扱票は借受人本人に渡さず、学校法人等が使用してください。）

継続資格取得にかかる確認ポイント

資格喪失後に継続資格取得となる加入者が未償還元利金を有し、退職手当等が支給される場合、可能な限り前任校より償還を完了させていただくようお願いします。（後任校が定期償還を引き継ぐ場合は、償還の確実性を確認したうえで申し込んでください。）

VIII 都道府県補助金

私学事業団は、教職員の老後を支える重要な柱である年金制度の充実のために、資金の適切な積立と効率的な運用を行うとともに、その財源として掛金等のほかに国及び都道府県から補助金を受けています。

1 補助金を受けることとなった経緯とその意義

私立学校は、国・公立学校と同様に、公共性と公益性を持った学校教育を行うものです。そこで、我が国の公教育に果す重要な役割に鑑み、私立学校に勤める教職員については、国・公立学校の教職員と同様にその待遇の適正が期せられなければならないとの認識に基づき、私立学校教職員共済法第35条に規定されたものです。

都道府県補助金制度は、教育基本法第9条の精神を具体的に実現したものの一つといえます。

〈参考〉

私立学校教職員共済法第35条第4項

都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、事業団の共済業務に要する経費について補助することができる。

2 補助金の内容

都道府県補助金は、原則として標準報酬月額 $0.8/100$ 相当額です。これを学校法人等と加入者で折半し、各々の加入者保険料の負担額から $0.4/100$ 相当額ずつ軽減するという形で補助されています。これは、国の補助が年金に対して行われていたこと、都道府県から地元の学校法人等と加入者に直接還元できる補助形式をとりたい、との意向があったことに基づく本事業団特有の負担軽減方式です。

この補助金は、本事業団が各都道府県から直接補助を受けているため、学校法人等への掛金等の通知時点ですでに都道府県補助金相当額が軽減されているので、補助を受けていることがわかりにくいと思われますが、実際には、加入者の掛金等が都道府県からの補助金によって加入者と学校法人等の負担の合計が、一人当たり年間で最高62,400円軽減されることになります。

3 補助金の現状

都道府県の厳しい財政事情や学校の所管問題等から、大学等に対する補助が削減されているところが見られ、このままでは現状維持も危ぶまれる状況です。

そこで、このような事態に対して今後とも全私学が緊密に連携しあい、全学種に対して満額補助されるよう、各都道府県私学担当課に働きかけていくことが必要ですが、加入者の皆様にもこの都道府県補助金制度についてより理解を深め、関心を持っていただくようお願いします。

Ⅸ ガーデンパレス共済業務課主催 学校訪問型説明会のご案内

ガーデンパレス（京都を除きます）の共済業務課では、担当ブロックの都道府県において「加入者向け説明会」「年金説明会」「地域事務担当者向け説明会」を開催しています。

この他に共済業務課職員が学校法人等へ直接訪問して加入者向けに説明する「学校訪問型説明会」も実施しています。学内の研修や説明会、オリエンテーションなどにご活用ください。

1 説明内容

学校訪問型説明会は、「教職員に私学共済制度のことを知ってほしい」というものから「退職時期が近づいた教職員に必要な手続きを案内したい」といったピンポイントなご要望までお応えできる説明会となっています。説明内容についてはご希望に応じて承ります。

説明内容例

- 私学共済制度の概要（短期給付、掛金、年金等給付、福祉事業など）
- 配偶者や子どもを被扶養者として申請するときの手続き
- 病気やケガ、出産したときに受けられる給付とその手続き
- 退職に伴う手続き（任意継続加入者制度、年金の手続きなど）
- 年金制度の概要（老齢厚生年金、退職年金（新3階年金）など）
- 福祉事業（全国共通の保健事業、地域保健事業、健康づくりに役立つ情報、お得な割引制度、積立貯金・積立共済年金・共済定期保険など）

開催費用・
講師派遣費用は
無料です。

2 参加人数・説明時間

原則、10名程度から承ります。小人数の場合はご相談ください。1～2時間程度を基本としますが、ご希望により調整が可能です。

3 お問い合わせ先

詳細は下表の各共済業務課までお問い合わせください。

「学校訪問型説明会申込書」は、私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶お知らせ一覧▶各種説明会▶ガーデンパレス共済業務課主催▶学校訪問型説明会〕からダウンロードできます。

北海道	北海道	札幌ガーデンパレス 共済業務課	011(222)6234
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	仙台ガーデンパレス 共済業務課	022(299)6231
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨	東京ガーデンパレス 共済業務課	03(3812)2577
中部	富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重	名古屋ガーデンパレス 共済業務課	052(957)1388
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	大阪ガーデンパレス 共済業務課	06(6393)9701
中国 四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知	広島ガーデンパレス 共済業務課	082(262)1134
九州 沖縄	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	福岡ガーデンパレス 共済業務課	092(752)0651

X 私学共済ホームページをご活用ください

○e-Gov電子申請・開始手順

電子申請の概要やよくある質問をまとめています。開始手順について基本的な手順を説明するページもありますので、電子申請を開始する前にぜひご覧ください。

e-Gov電子申請・開始手順

主要コンテンツ

e-Gov電子申請を令和8年1月26日から開始しました	e-Gov電子申請の開始手順
GビズID	CSVファイル添付方式により申請できる層層
e-Gov電子送達	e-Gov電子申請にかかるQ&A
GビズIDにかかるQ&A	e-Gov電子送達にかかるQ&A

○被扶養者認定申請の必要書類チェック

該当する項目を順番にクリックすることで、被扶養者認定申請に必要な添付書類のチェックができる機能です。

認定申請する人の続柄

被扶養者として認定申請をしたい対象者の続柄は何ですか。

A.配偶者又は子(両方又はいずれが一方) ☒ B.その他 ☐

A.配偶者又は子(両方又はいずれが一方)

前の健康保険制度からの引き継ぎの扶養ですか。

(注釈) ①の健康保険制度から引き継ぎの扶養である場合は「A.引き継ぎの扶養である」を選択してください。②の健康保険制度から引き継ぎの扶養でない場合は「B.前の健康保険制度では被扶養者でなかった」を選択してください。

A.引き継ぎの扶養である ☐ B.前の健康保険制度では被扶養者でなかった ☒

B.前の健康保険制度では被扶養者でなかった

必要書類

必要書類が表示されます

①扶養者(扶養者であるかどうかを判断するための書類)の提出が必要。
(注釈) ① 扶養者とは、被扶養者となる人の扶養に該当するものであること。② 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。③ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。④ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。⑤ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。⑥ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。⑦ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。⑧ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。⑨ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。⑩ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。⑪ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。⑫ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。⑬ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。⑭ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。⑮ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。⑯ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。⑰ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。⑱ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。⑲ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。⑳ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㉑ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㉒ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㉓ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㉔ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㉕ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㉖ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㉗ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㉘ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㉙ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㉚ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㉛ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㉜ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㉝ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㉞ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㉟ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㊱ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㊲ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㊳ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㊴ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㊵ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㊶ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㊷ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㊸ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㊹ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㊺ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㊻ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㊼ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㊽ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㊾ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。㊿ 扶養者(扶養)とは、被扶養者(被扶養)となること。

○採用時・退職時の手続き

採用、退職に必要な私学共済制度に関する手続きの情報を掲載しています。採用(資格取得)からの共済事務手続きをまとめたフロー図や採用者、退職者に向けた説明会などに使用できるリーフレットも掲載しています。

契約から探す

共済業務スケジュール	採用時・退職時の手続き	被扶養者とは	資格等一覧表
標準報酬月額と標準給付額	各種説明会	e-Gov電子申請	私学共済ポータル



○契約施設検索

私学事業団が契約し割引料金で利用できる施設を分類(人間ドックや百貨店など)や都道府県ごとに絞り込んで検索ができます。ぜひ加入者に周知してください。

分類:
 都道府県:
 検索ワード:
 表示件数:

検索結果 (令和8年4月1日現在)

すべての施設

契約者が受けられる施設の一覧です。さらに絞り込む場合には、「分類」「都道府県」「検索ワード」を使って検索をやり直してください。また、スポンサー施設一覧には、私学事業団が契約対象とならない施設が含まれています。詳しくは「スポンサー施設のご案内」をご覧ください。

[スポンサー施設のご案内はこちら](#)